

「金沢市公衆浴場法施行条例」及び「金沢市旅館業法施行条例」の改正骨子(案)について

レジオネラ症とは？

- ▶ レジオネラ属菌によって起こる感染症で、重篤な肺炎症状を引き起こすことがあります
- ▶ 国内では入浴施設等を発生源とした感染事例が多数あり、死亡者も発生しています
- ▶ 公衆浴場や旅館業施設の大浴場、加温プール等の循環式浴槽は、レジオネラ属菌が繁殖しやすい条件を備えており、日頃からレジオネラ属菌の抑制対策を行う必要があります

改正の背景

近年、入浴施設の大型化、多様化により、浴場の構造設備が複雑化しており、入浴施設にはより一層の衛生管理が求められています。

そのような中、入浴施設に起因するレジオネラ症を防止するため、国の指針等が改正されました。

- ◎ 「公衆浴場における水質基準等に関する指針」
- ◎ 「公衆浴場における衛生管理要領」
- ◎ 「旅館業における衛生管理要領」

改正

浴場設備の
管理基準
追加・変更

関係条例の
レジオネラ対策関連
規定の改正

改正の概要

「公衆浴場」及び「旅館業施設内の大浴場」の構造設備や、施設・機器の管理については、条例に定められた基準を満たすこととされていますが、条例改正により下記の基準がさらに追加されます。

① 構造設備に関すること ※ 新規許可施設と施行日以降に施設の改築や大修繕を行う既存施設に適用

- (1) 附帯設備
- ▶ 気泡発生装置、水位計（配管のあるもの）、調節箱は、点検や清掃のできる構造
 - ▶ 貯湯槽は排水ができ、湯温を60℃以上に保持できる構造（又は消毒装置を設置）
 - ▶ 配管は浴槽水の排水に支障のない構造

② 衛生管理に関すること

- (1) 循環経路
- ▶ ろ過器、循環配管を年1回程度洗浄（生物膜の除去）する
 - ▶ ろ過器、循環配管を高濃度塩素等で週に1回以上消毒する
※消毒頻度は従来と変わりませんが、わかりやすく表記を改めます
- (2) 附帯設備
- ▶ シャワー、水位計（配管のあるもの）、調節箱を定期的に点検、清掃する
 - ▶ 気泡発生装置を定期的に清掃、消毒し、連日使用する浴槽水を原則使用しない
 - ▶ 貯湯槽の湯温を60℃以上に保持（又は湯水の消毒）し、定期的に点検、清掃する
- (3) その他
- ▶ 屋外の浴槽の管理等

③ 浴槽水に関すること （規則にて改正します）

- (1) 残留塩素濃度の変更
- ▶ 遊離残留塩素濃度の基準値を**0.4ppm以上**とします
 - ▶ 結合塩素(モノクロミン) ※1で消毒する場合は**3.0ppm以上**とします
- (2) 水質基準の変更
(4項目※2中1項目)
- ▶ 飲料水の水質基準に合わせ「過マンガン酸カリウム消費量」(25mg/L以下)は、「全有機炭素(TOC) (8mg/L以下)」の測定でもよいこととします（何れか一方）

※1) **モノクロミン** 結合塩素の一種で、欧米では水道水の消毒に使用されています。浴槽水中においても濃度が安定し、効果が持続するとされ、浴槽水に通常使用する塩素系薬剤が効きにくいとされる温泉等（アルカリ泉質、鉄分や有機物を含む泉質）にも十分な消毒効果を発揮することがわかっています。

※2) 浴槽水水質基準4項目

- ①濁度 ②過マンガン酸カリウム消費量
- ③大腸菌群 ④レジオネラ属菌

今後の予定

令和元年度3月定例会月議会上に上程し、令和2年7月1日からの施行を目指します